平成２１年（フ）第４６２４号
大阪府寝屋川市萱島東３丁目10番13号、住民票上の住所大阪市生野区新今里３丁目12番15号403
破産者　笠井　芳明
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１０１号
大阪府茨木市東太田３丁目５番Ａ―1009号
破産者　辻　　忠義
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３７３号
大阪府豊能郡豊能町新光風台４丁目31番地の９、前住所大阪府箕面市新稲５丁目15番15号
破産者　井上　卓也
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５２６号
大阪府岸和田市作才町１丁目４番10号
破産者　梶野　惠子
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６３９号
大阪府豊中市寺内２丁目14番１―1114号
破産者　山岸　英之
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８５７号
大阪府箕面市箕面７丁目４番35号エーリーＹＭ105号、開始決定時の住所大阪府箕面市牧落３丁目１番28―305号
破産者　岸川　憲司
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７４４号
大阪市東住吉区東田辺３丁目25番20―606号
破産者　蔭山美砂子
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８２１号
大阪府交野市私部６丁目45番９―23号、前住所大阪府交野市私部西３丁目11番15号
破産者　ふじやこと　西村　道信
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８６９号
大阪府枚方市西禁野１丁目16番５―104号
破産者　下薗　広生
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１７２２号
堺市中区深井北町117番地３Ｅ・Ｔｏｎｅハイツ206号、申立時の住所堺市中区深井北町166番地９
破産者　阪田　和彦
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１９９１号
大阪市住吉区我孫子東２―４―３　レグルスあびこ303号、住民票上の住所堺市西区上野芝町３丁４番１号
破産者　山田　利彦
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１９９２号
大阪市住吉区我孫子東２―４―３　レグルスあびこ303号、住民票上の住所堺市西区上野芝町３丁４番22号
破産者　山田シカヘ
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１９９３号
大阪市住吉区我孫子東２―４―３　レグルスあびこ303号、住民票上の住所堺市西区上野芝町３丁４番１号
破産者　山田　利恵
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２８７号
堺市南区茶山台２丁１番15―105号、開始決定時の住所堺市南区茶山台２丁２番10―306号
破産者　山中　　圭
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５８７号
大阪府富田林市常盤町９番25号、開始決定時の住所大阪府富田林市津々山台４丁目２番18号
破産者　アンサンブルデンタルセラミックスこと　藤本　達也
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５８８号
大阪府富田林市常盤町９番25号、開始決定時の住所大阪府富田林市津々山台４丁目２番18号
破産者　藤本　省三
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２２９号
神戸市北区南五葉２丁目４番16―402号
破産者　下浦　正一
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９５号
兵庫県芦屋市若葉町２番１―1432号、前住所兵庫県芦屋市緑町１番16―201号
破産者　山下　泰彦
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係